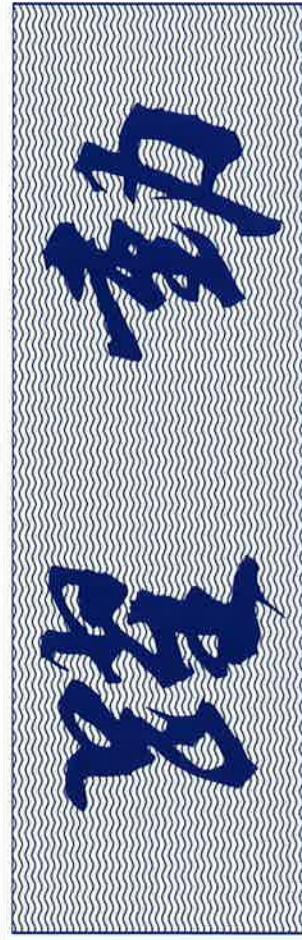


第21号

神奈川県
発行(社)大和法人会青年部会報「躍動」
〒242-0021 大和市中央7-5-18
☎046-260-0511 FAX046-260-0515
発行責任者 飯島田木功(青年部会長)
発行責任者 伊藤雅文(広報委員長)
編集長 鈴木長

法人会員のみなさまに
これからも法へ会員のみなさま
ともにさらなる「経営者大賞総合
保障制度」の充実をめざします。
この企画開催プランは「大賞生誕祭」と
[AIUのグループ「総合保険会社」]をセレクトしたものです。
(号受保険会社) D'JDO 大同生命
厚木営業部(厚木市中央7-4-16-22
(火曜生誕祭)TEL:046-224-8494
○ご契約時に際しては「所定のハガキ」を必ずごらんください。F-16-1037(平成16年5月1日)



青年部会 署長インタビュー



大和税務署長 山下政治

飯島 本日は、大変お忙しいところ、青年部のためにお時間をとつて頂きまして有難うございます。どうぞ宜しくお願い致します。

署長 こちらこそ宜しくお願ひいたします。

飯島 早速ですが署長の前任地はどちらですか。

署長 東京国税局の課税第一部資料調査第二課というところです。と言ってもご存知ないかもしれません、相続税の大型事案の調査を担当しているところです。資料調査課以外にも、資産税課や東京国税不服審判所など、署以外の勤務が長いですね。神奈川県内のは、藤沢税務署に勤務して以来約三十年ぶりです。

当時の藤沢税務署の管轄は、今の大和税務署の管内も入っていましたので、出張するにも大変でした。毎日のようにバイクで走り回っていました。飯島 赴任されて三ヶ月経つ

栗原 ところで今年の六月か

署長 厚木基地が近いので、初めては飛行機の音の大きさに驚きました。最近はだいぶ慣

署長 それはありがとうございます。消費税法の一部が改正され、法人も個人も申告される方が増加しますし、署に来られる方も増えると思われます。そのような中で、電子申告・納税システム、

お願いしているところで、部の方にも是非利用して欲しいですね。鈴木 電子申告は難しい

れましたよ。

それから、着任の時に職員に話したのですが、窓口等の対応には充分時間をかけて、良くな話を聞くようにお願いしました。

たところです。

飯島 何かと忙しかったですが、大きな心配事もなく三ヶ月が経過したということです。

署長 そうですね。税金の話をして、景気も多少良くなっています。中小企業にも波及しているという話もありま

すが。署長、当署における税収を見ても、前年比では100%を

超えていますので、それなりに見ええてこれがという具体的なものは分かりません。

飯島 新しく設立される法人も増えているんですね。

署長 詳しい数字はともかく、毎年増加していると聞いています。

栗原 ところで今年の六月から電子申告ができるようになりましたので、私も届出をしました。



イメージがありますが。栗原 それほど難しくはないようですよ。

署長 そうですね。税金の話

が、インターネットをやつて

いる方であれば、操作も難い

けど、本人たちは何かと楽な

ようだね。世間で言われるバ

ラサイトのようなものですか。



飯島 さて、色々と失礼な質問もしてしまったかも知れませんが、お許しを頂いて。

署長 最後に、我々青年部に対して、何かご意見やご要望がある

ありますから、そういう点

では大和と似ているかもしれませんね。飛行機の音はうるさくないですけどね。

飯島 佐世保では、まだご両親はご健在ですか。

署長 兄弟はいますが…

清水 何人兄弟なんですか。



飯島 十一人で、私は六男で

ます。署長 ところで今年の六月から電子申告ができるようになりましたので、私も届出をしました。

栗原 ところで今年の六月から電子申告ができるようになりましたので、私も届出をしました。

飯島 男が六人で、女が五人

です。上と下では年齢が二十四歳も離れているんですよ。

飯島 他に公務員の方はいま

ます。そのような中で、電子申告・納税システム、



飯島 妻も公務員だったんで

ます。その同郷ですか。

飯島 そうです。

署長 結婚されたきっかけは

人がいるからと言う事で。女性から見て良い女性なら間違

いなかと思ってね。要する

がいる。テトタによると会社

がいる。テトタによると会社を整理した人がいる。また反面、夢に破れて会社を整理した人

がいる。テトタによると会社を整理した人

～消費税の事業者免税率と簡易課税制度の改正のあらまし～

平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。このうち事業者免税率制度と簡易課税制度の改正のあらましは、次のとおりです。

○事業者免税率の引下げ

納稅義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（改正前3,000万円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することができます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

【注意事項】

- ◇ 課税事業者（納稅義務が免除されない事業者）に該当することなどなった事業者は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。
- ◇ 課税事業者は、その課税期間における課税売上高に対する消費税を含む課税の概要【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円（すべての課税事業に係わるもの）
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,500\text{万円} \times 5\% \times 50\%) = 37\text{万5千円}$ （納付すべき税額）
- ◇ 課税事業者が免除された帳簿等にそれぞれの売上げが第一種から第五種事業までのいすれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要がありまですが、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分ごとにまちなみ仕入率は下表のとおりです。

事業区分	みなじ仕入率	事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいい、第一種・第二種事業に該当するもの及び加工販賣その他の役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第三種・第二種事業から除外される第五種事業等が該当します。また、第三種事業から除外される第五種事業等が該当する場合には、具体的には、飲食店業、金融・保険業等などが該当します。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

【参考】一般課税（簡易課税制度を適用しない場合）における課税売上高に対する消費税額を控除することによって、課税事業者の事実を記録した帳簿及びその事実を記録する請求書等の両方の保存が必要となります。

【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円、課税期間中の課税仕入高1,000万円
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,000\text{万円} \times 5\%) = 25\text{万円}$ （納付すべき税額）

○簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することができます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

【注意事項】

- ◇ 簡易課税制度を選択適用する場合は、課税売上高に対する消費税額を含む課税の概要【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円（すべての課税事業に係わるもの）
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,500\text{万円} \times 5\% \times 50\%) = 37\text{万5千円}$ （納付すべき税額）
- ◇ 簡易課税制度の適用を受けるためにには、課税売上高の内容を記載した帳簿等にそれぞれの売上げが第一種から第五種事業までのいすれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要がありまですが、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分ごとにまちなみ仕入率は下表のとおりです。

事業区分	みなじ仕入率	事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいい、第一種・第二種事業に該当するもの及び加工販賣その他の役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第三種・第二種事業から除外される第五種事業等が該当します。また、第三種事業から除外される第五種事業等が該当する場合には、具体的には、飲食店業、金融・保険業等などが該当します。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

【参考】一般課税（簡易課税制度を適用しない場合）における課税売上高に対する消費税額を控除することによって、課税事業者の事実を記録した帳簿及びその事実を記録する請求書等の両方の保存が必要となります。

【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円、課税期間中の課税仕入高1,000万円
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,000\text{万円} \times 5\%) = 25\text{万円}$ （納付すべき税額）

○簡易課税制度選択の届出書提出の手順

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することができます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することはできません。

【注意事項】

- ◇ 簡易課税制度を選択適用する場合は、課税売上高に対する消費税額を含む課税の概要【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円（すべての課税事業に係わるもの）
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,500\text{万円} \times 5\% \times 50\%) = 37\text{万5千円}$ （納付すべき税額）
- ◇ 簡易課税制度の適用を受けるためにには、課税売上高の内容を記載した帳簿等にそれぞれの売上げが第一種から第五種事業までのいすれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要がありまですが、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分ごとにまちなみ仕入率は下表のとおりです。

事業区分	みなじ仕入率	事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいい、第一種・第二種事業に該当するもの及び加工販賣その他の役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第三種・第二種事業から除外される第五種事業等が該当します。また、第三種事業から除外される第五種事業等が該当する場合には、具体的には、飲食店業、金融・保険業等などが該当します。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

【参考】一般課税（簡易課税制度を適用しない場合）における課税売上高に対する消費税額を控除することによって、課税事業者の事実を記録した帳簿及びその事実を記録する請求書等の両方の保存が必要となります。

【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円、課税期間中の課税仕入高1,000万円
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,000\text{万円} \times 5\%) = 25\text{万円}$ （納付すべき税額）

○簡易課税制度選択の届出書提出の手順

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することができます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することはできません。

【注意事項】

- ◇ 簡易課税制度を選択適用する場合は、課税売上高に対する消費税額を含む課税の概要【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円（すべての課税事業に係わるもの）
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,500\text{万円} \times 5\% \times 50\%) = 37\text{万5千円}$ （納付すべき税額）
- ◇ 簡易課税制度の適用を受けるためにには、課税売上高の内容を記載した帳簿等にそれぞれの売上げが第一種から第五種事業までのいすれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要がありまですが、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分ごとにまちなみ仕入率は下表のとおりです。

事業区分	みなじ仕入率	事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をそのまま販売する事業）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいい、第一種・第二種事業に該当するもの及び加工販賣その他の役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第三種・第二種事業から除外される第五種事業等が該当します。また、第三種事業から除外される第五種事業等が該当する場合には、具体的には、飲食店業、金融・保険業等などが該当します。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

【参考】一般課税（簡易課税制度を適用しない場合）における課税売上高に対する消費税額を控除することによって、課税事業者の事実を記録した帳簿及びその事実を記録する請求書等の両方の保存が必要となります。

【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円、課税期間中の課税仕入高1,000万円
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,000\text{万円} \times 5\%) = 25\text{万円}$ （納付すべき税額）

○簡易課税制度選択の届出書提出の手順

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

《適用関係》

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することができます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を免除することはできません。

【注意事項】

- ◇ 簡易課税制度を選択適用する場合は、課税売上高に対する消費税額を含む課税の概要【設例】課税期間中の課税売上高1,500万円（すべての課税事業に係わるもの）
【計算】 $(1,500\text{万円} \times 5\%) - (1,500\text{万円} \times 5\% \times 50\%) = 37\text{万5千円}$ （納付すべき税額）
- ◇ 簡易課税制度の適用を受けるためにには、課税売上高の内容を記載した帳簿等にそれぞれの売上げが第一種から第五種事業までのいすれに該当するかを区分できる程度の記載が必要となります。
- ◇ この場合、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要がありまですが、区分していない場合は、その2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用することとなります。
- ◇ 事業区分ごとにまちなみ仕入率は下表のとおりです。

事業区分	みなじ仕入率	事業
<tbl_info cols

自由投稿コトナリ

志を育てること、NGOから中小企業へ

座間市 片野光庸

10月のある朝、朝日新聞の生活欄に掲載された「地球上に就職」という5段抜きの特集記事に目が止まつた。ついで

宣として活躍している友人が取材され、取り上げられていたからだ。

その人、高橋宗瑠さんと初めて会ったのは12年前前、当

時私が在職中だった人権NGO、アムネスティ・インターナショナル日本の東京事務所である。

高校時代からアメリカンフットボールで鍛えたといふ彼は、長身とがつりとした体格で、独特的の押しの強さもあって、事務所に彼が現れると周囲の雰囲気がにわかに活気づいた。強烈な正義感と追力、ユーモアのセンスを持った、頼れる男だった。

彼はユダヤ系アメリカ人の父と日本人の母を持ち、米国生まれでボストンに育つた。

両親の離婚を機に15歳から日本で暮らすようになった。東京の私立高校に入るが不可解になつて変える努力をするが、学校と対立し自ら退学。昼は定時制高校を卒業。そして早稲田大学文学部に入学。在学中にベトナム帰還兵の証言を綴つたペーパーバックを読み翻訳に取りかかり、90年12月に初めての訳書「NAM-禁じられた戦場の記憶」(透社)が書店の店頭に並んだ。

大学卒業後に就職した広告

大学大学院で国際人権法の修士号を取得。ロンドンのアム

ネスティ国際事務局に日本人会社の仕事を通じてアムネスティと出会つた。やがて彼はその会社を辞めて、フリーで翻訳のアルバイトをしながら、無給のボランティアとしてア

ジヨンを、未来への展望を、豊かに語ること、そして自他ともに「志」をしつかりと育てるこの大切さ、そのこと改めて気づかせてくれた記事であつた。

シヨンを、未来への展望を、豊かに語ること、そして自他ともに「志」をしつかりと育てるこの大切さ、そのこと改めて気づかせてくれた記事であつた。

南林間駅前整備に伴う モニュメント設置奮闘記

大和市 神田 晓

平成13年南林間駅ビル建替え計画が持ち上がり、駅ビル返ると、当初から真っ直ぐに階段を駆け上つて来るように見える。しかし、彼の「志」

の出発点は、恐らくは最初の難民との出会いであつたろう

に、周囲の私達との世代を越えた格闘だったかも知れない。

彼も私達もお互いに刺激し合はれ、励まされた。その過程の中

で、彼も人生の新たな方向性を見え、舵を切ることができたのだと思う。

翻つて私は今、親元に帰り多くの企業の経営に従事しているが、その中で、「志」を育てること、育てられることを忘れてはいる(または、でき

ないでいる)ことに気づき悟る。絶対に許せねえ!』と、怒りを露に啖呵を切つては、

二人には平等な歳月が流れいた。ある日、アフリカから来た21歳の民主運動家に付き添い入管へ。面接中に、その男は彼の方を盗み見て、いたずらつ子ように笑いかけてきた。「生死の分かれ目になるような場面で笑えるなんて、

業を支えるのはどれも「人間」であつて、その人間に最も必要な要素は前向きな「夢」や「志」なのだ、という当たり

け経営者やりーだ!と言われた人にとつて、それは全く事のできない必須の資質なのだと思う。

花と仕事と私

綾瀬市 浅野 靖夫

私が花に携わる仕事を始めて16年、きっかけは突然でした。初めは先代の社長(故父)が子会社として設立した店で

したが父が直ぐに他界してしまった為、

花と仕事を始めた。そこで設立した店で

したが父が直ぐに他界してしまった為、

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

自由投稿コーナー

税について考えた事

横浜商業高校3年 海老名市 清水友莉恵

「税金」という言葉にはあまり良いイメージはありませんでした。ただ車にお金をとられるというイメージが強かったです。

そこで、税金は私達の生活についていろいろ調べてみました。

まず、私達に一番身近な税金は「消費税」が思い浮かびます。

消費税は商品の価格に加算されてお金を払うために「税金」と認識しやすいです。

なので、消費税のことを嫌つ

ている人は多いと思います。

しかし、消費税は悪いもので

なく、買ったから買つただけ

税金がかかるので比較的平

等な税金だと思います。

しかし、平等とはどういう

事でしょうか、所得の多い人

が多く税金を払うのが平等と

いう事かもしれませんし、全

ての人が同じ税金を払うのが

平等かもしれません。消費税

は後者に近いですが、所得の

多い人のほうが多く物を買う

ので前者とも考え方られます。

これが私が消費税が平等だと思

う理由です。やはり、税金は

平等でないといけません。

税金は消費税だけではありません。

所得税、法人税、相続税、たばこ税、酒税などた

くさんの税金があります。こ

れらの税金は私達国民が払っ

ているものです。しかし、私

達は払っているだけではあり

ません。私達は常に税金と共

に生活しています。例えば、公共の交通機関や下水道の整備などです。また、障害者や高齢者のためにも使われています。現在は高齢化社会です。

これからさらに高齢化は進む

と予想されています。今の国

の支出には一見無駄がないよ

うに見えますが探せば無駄な

物があるはずです。それを是

非、高齢者や障害者のための

バリアフリーなどに使つてほ

しいと思います。こんなにも

日頃からお世話になつている

税金を、私達はなぜ悪いもの

と思い、損をしていると思つ

ているのでしょうか。それは、

私達が普通の生活を送れるの

は税金による支援があるおか

げなのだ、という意識が薄れ

ているからだと思います。な

で、まずは國民一人一人が自

分で払った税金によって暮らし

ているという自覚が大切な

です。自覚を持って払い損だと思

う人も減り、早く税金が払え

るようになります。私は働いて

いる人に比べて、ほとんど税金を払つていませ

んが、その税金によつて運営

されている公共施設は使えま

す。それは払つている人たち

がいるからです。そのことを

忘れてはいけません。

確かに自分では税金の世話

になつてゐるといつう自覚はあ

まりないと思います。しかし、

税金がなくなると困ることだ

らけです。國民一人一人が自

覚を持ち、早く納税できるよ

うになつたときに、すばらしい

社会ができると思います。

私たち、こんなこじやつこじあ！ ＜研修会の紹介＞

定例研修会 「税制改正について」

日時 平成16年5月19日
場所 オークラフロンティア
講師 大和税務署法人課税第一部
上席審理官 関根 明人氏



特別講演会 「人を動かすメンタル コントロール術」

日時 平成16年7月7日
場所 オークラフロンティア
講師 メンタルトレーナー
高畠 好秀氏



定例研修会 「知っておきたいあなたの会社の決算！」

日時 平成16年9月22日
場所 オークラフロンティア
講師 東京地方税理士会 大和支部
濱野 真一氏



あなたも青年部会に 入会しませんか!!

大和法人会青年部会では、部会員の募集を行っています。

大和法人会の50歳まで（4月1日現在）の経営者の方、是非、仲間にになります。

入会希望の方は、大和法人会事務局まで、今すぐお申し込み下さい。

年会費12,000円
(月額1,000円)

申込先

〒242-0021 大和市中央7-5-18
社団法人 大和法人会 青年部会
TEL 046-260-0511 FAX 046-260-0515

（会員登録の事業）
（定例研修会）

大和税務署等から講師を招き、主に税制をテーマに研修しています。（原則、毎月）

（宿泊研修会）

宿泊で研修会を開催し部会員相互の親睦を深めます。（年1回）

（経営問題講演会）

著名人等の講演会を開催しています。（随時）

（セクリエーション大会）

部会員の家族を交えたボウリング大会等を開催します。（年1回）

（青年部会広報「躍動」の刊行）

青年部会の顔として作成し、法人会全員に配布するほか、「全国青年の集い」にて全国の仲間にも配布しています。（年2回刊行）

（全国青年の集いへの参加）

全国の青年部会の仲間と、交流を広げます。平成16年度は、鳥取県で開催されます。（年1回開催）

日本盗聴・盗撮相談センター 本部
藤原 肇
企業、個人向けの盗聴器、盗撮カメラの調査・防犯対策
セキュリティコンサルタント・綜合警備業協盟・神奈川県警備業協盟
〒242-0006 大和市南林間5-1-21 サンライズ2F
TEL.046-292-0888 URL:<http://www.jmsg.com>

安心のパートナー オリオノ

藤原 肇
代表取締役
神奈川県公安委員会認定第93号・全国警備業協盟・神奈川県警備業協盟
〒242-0006 大和市南林間5-1-21 サンライズ2F
TEL.046-276-3832(代) FAX.046-276-3337

株式会社 長嶺工業所
本社 〒242-0021 神奈川県綾瀬市小園95
TEL.0467-76-7211 FAX:0467-78-1222

Common ■不動産・まちづくりコンサルティング
株式会社 コモン不動産研究所
共用地・広場・共同・底面・富士

新潟県中越地震で被災され
ました皆様には心よりお見舞
い申し上げます。
NAGAMINE